

海老名市工事成績評定要領

(目的)

第1条 この要領は、海老名市が発注する請負工事の成績評定（以下「評定」という。）を行うに当たり必要な事項を定め、公共工事の品質と信頼を確保するため、公正、的確な評定を行い、もって請負業者の適正な選定と指導育成に資することを目的とする。

(評定の対象)

第2条 評定は、当初契約金額500万円を超える工事について行うものとする。

(評定者)

第3条 評定を行う者は、次に掲げる者とする。

- (1) 海老名市監督員及び検査員設置要綱で規定する監督員（以下「監督員」という。）
- (2) 海老名市監督員及び検査員設置要綱で規定する検査員（以下「検査員」という。）
- (3) 工事発注課の担当係長相当職（以下「担当係長」という。）

(評定の方法)

第4条 評定は、別に定める「海老名市工事成績評定採点基準」により、工事ごとに監督、検査で確認した事実に基づき、公正、的確に行うものとする。

- 2 評定結果は、工事成績採点表に記録するものとする。
- 3 評定は、各評定者ごとに独立して行うものとする。
- 4 評定は、手直し工事前の段階で評価するものとする。

(評定結果の報告)

第5条 監督員及び担当係長は、工事完成時点で評定を行い、工事発注課の長の決裁後、採点表及び考査項目別運用表を検査担当課長に提出するものとする。

- 2 検査員は、検査後に評定を行い、当該工事の評定点（採点表の評定点の合計。以下「評定点」という。）を算定し、工事成績採点表を付して評定結果を検査担当課長に報告するものとする。

(検査結果の通知)

第6条 検査担当課長は、検査実施後、検査結果とともに、検査結果通知書により評定点を遅滞なく工事発注課の長及び請負者に通知するものとする。

(評定点の修正)

第7条 検査担当課長は、第6条の通知をした後、当該評定点を修正する必要があると認められる

場合は、工事発注課の長と協議し、評定点の修正をしなければならない。

- 2 検査担当課長は、前項の修正を行った場合は、その結果を遅滞なく請負者に通知しなければならない。

(説明請求)

第8条 第6条又は第7条2項による通知を受けた請負者は、受理した日から14日以内に書面により、検査担当課長に対して、評定点に対しての説明を求めることができるものとする。

(説明請求に対する回答)

第9条 検査担当課長は、通知を受けた請負者から、評定点に対する説明を求められた場合、速やかに文書により回答しなければならない。

(評定結果の公表)

第10条 評定結果は、各年度ごとに検査結果として取りまとめ、契約検査課で市ホームページへ公表するものとする。

- 2 前項の規定による公表期間は、検査を実施した年度の翌年度より3年間とする。

(公表の内容)

第11条 公表内容は、契約件名、工事場所、契約者、契約工期、契約金額、及び評定点とする。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。